

水大第 1317-1 号
令和 3 年 12 月 24 日

都市計画決定権者

兵 庫 県

代表者 兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

(仮称) 播磨臨海地域道路 (第二神明～広畑) に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

標記の環境影響評価方法書に関し、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 40
条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 10 条第 1 項の規定に基づく意見は別
紙のとおりである。

なお、住民等及び関係行政機関からの意見にも適切に対応願います。

水大第 1317-2 号
令和 3 年 12 月 24 日

都市計画決定権者

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

(仮称) 播磨臨海地域道路 (第二神明～広畑) に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について

標記の環境影響評価方法書に関し、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号) 第 40
条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 10 条第 1 項の規定に基づく意見は別
紙のとおりである。

なお、住民等及び関係行政機関からの意見にも適切に対応願います。

(仮称) 播磨臨海地域道路 (第二神明～広畑) に係る環境影響評価方法書
に関する意見

標記事業の環境影響評価方法書 (以下「方法書」という。) について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、神戸市から姫路市を結ぶ道路延長約 36km、4 車線の一般国道を建設する計画であり、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の 4 点を政策目標として設定し、より良い地域づくりに寄与するよう、計画づくりを進めるとしている。

しかしながら、本事業は播磨地域の人口集中地区及び産業集積地を横断する大規模な自動車専用道路を新設するものであり、工事の実施、道路の存在及び供用により、地域環境に対して大きな影響を及ぼす可能性がある。

このことから、環境影響評価の実施にあたっては、方法書に記載の調査、予測及び評価を着実にを行うことはもとより、以下の事項について十分留意し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

1 全体的事項

(1) 事業計画について

ア 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲 (以下「事業実施区域等」という。) には、学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設 (以下「環境配慮施設」という。)、住宅や文化財が多く存在しているだけでなく、河川やため池等の水域や山林など多様な生物が生息・生育する場も多く存在している。ルートを選定及び道路の詳細設計等にあたっては、これらへの十分な配慮を行うこと。

イ 住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用してルートを選定するにあたり、緩衝緑地帯の活用を行う場合は、その機能を損なわないよう十分な配慮を行うこと。

ウ 工事の実施に伴う環境負荷を可能な限り低減させるため、最新の技術を検討し、温室効果ガス削減や低騒音など環境負荷低減に配慮した工法や機材を採用すること。

エ 災害、事故による生活環境の支障が生じないように、必要な検討を行うこと。

(2) 環境影響評価について

ア 自動車の走行に係る予測評価にあたっては、当該道路の将来交通量だけでなく、当該道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路や関連道路の将来交通量も含め、それらの算定方法等も合わせて明らかにすること。

イ 調査地点及び予測地点の設定にあたっては、広域にわたる事業であり地域特性や接続道路の状況などが多様であることや、事業実施区域等には環境配慮施設等が多く存在することから、その地域特性の状況等を踏まえ、適切な地点を設定すること。

ウ 工事期間が長期にわたることや、段階的に供用されることが想定される。このため、

工事の実施と道路の供用の重複的な影響が生じる地域が想定される場合、及び、部分供用により一時的に著しい交通量増加が生じる地域が想定される場合は、それらの時期においても環境影響評価を行うこと。

エ 環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた時には、必要に応じ、調査等の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

オ 環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な範囲において、複数案の比較検討やよりよい技術の導入の検討を行い、具体的な内容とすること。

(3) 住民等への説明について

ア 広域にわたる道路であり、関係する住民等が多数に及ぶことから、事業計画や環境影響評価の内容について分かりやすく説明を行うこと。また、環境影響評価を行うにあたり、住民等からの意見にも十分配慮すること。

イ 環境影響評価の内容に関しては、縦覧期間終了後もインターネットで公表を継続することや印刷を可能にするなど、積極的な情報公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 工事の実施に伴う大気質（粉じん等）について、事業実施区域等における現地調査を実施し、現地状況を的確に把握した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

イ 工事用車両の運行及び自動車の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）について、事業実施区域等には自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項及び第8条第1項に基づく対策地域が含まれているため、大気汚染の状況を適切に把握できるよう調査を行い、交通量の変化を考慮した上で予測及び評価を行うこと。

ウ 自動車の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）について、既設道路との複合的な影響を及ぼす可能性があることから、道路構造を踏まえて発生源を適切に設定した上で、主要道路との交差部やランプ、ジャンクション等の道路特殊部では、面的な予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音・振動・低周波音

ア 自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音について、道路構造による発生源位置を踏まえ、高さを含め適切な調査及び予測の地点を設定すること。また、主要道路との交差部やランプ、ジャンクション等の道路特殊部では、面的な予測及び評価を行うこと。

イ 自動車の走行に伴う騒音・振動・低周波音について、事業実施区域等には大規模工場等の発生源が立地するため、それらからの複合影響も踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 自動車の走行に伴う低周波音について、道路構造や継ぎ目等が発生源となるこ

とから、低周波音の発生しにくい構造となるよう十分に検討の上、検討結果を踏まえて予測及び評価を行うこと。

(3) 水質

ア 工事の実施に伴う水の濁りについて、可能な限り影響を回避できる工法を採用すること。やむを得ず水の濁りによる影響が生じる場合は、具体的に水の濁りの発生が予想されている地点に関して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 水底の掘削等により、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目やダイオキシン類による水質等への影響が生じる可能性がある場合は、掘削範囲の状況に関して深度を含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 事業実施区域等には、河川、ため池や水路などの水域が多く存在することから、工事の実施や道路の存在に伴う排水に関し、地域状況に応じて放流先の配慮などを行い、水域環境への影響低減に努めること。

(4) 日照阻害

道路の存在に伴う日照阻害について、遮音壁の設置等の措置が行われる可能性がある場合は、その状況も考慮して予測及び評価を行うこと。

(5) 動物・植物・生態系

ア 工事の実施及び自動車の走行に伴う鳥類への影響について、事業実施区域等ではオオタカ、サシバ、クマタカおよびハヤブサ等の猛禽類の生息が確認されていることから、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省）に基づくだけでなく、必要に応じ鳥類の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 道路の存在及び自動車の走行に伴う鳥類への影響について、事業実施区域等では、コウノトリの飛来が多く確認されており、また、ため池が渡り鳥の飛来地となっていることから、ルートを選定及び道路の詳細設計等にあたっては、走行車両との衝突回避に配慮し、これらを踏まえた上で現地調査を行い、工事の実施及び道路の存在による影響の程度について予測及び評価を行うこと。

ウ 多くの生物の生息・生育の場となる河川、ため池や水路などの水域で本事業を実施する場合は、現地の状況に応じて適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を踏まえ、重要な生息・生育地となる浅場を避けるなど生態系への配慮を行うこと。

(6) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

ア 事業実施区域等では、「いなみ野ため池ミュージアム」の取り組みの中、ため池に飛来するコウノトリを「豊かなため池生態系」のシンボルとし、地域が主体となった生息環境づくりを進める「ため池コウノトリプロジェクト」が実施されている。地域においてコウノトリの観察などに取り組まれていることから、コウノトリの飛来情報のあるため池に関しては、人と自然との触れ合いの活動の場に選定し、環境影響評価を行うこと。

イ 道路の存在に伴う景観への影響について、事業実施区域等には「いなみ野ため池ミュージアム」や「高砂市高砂地区歴史的景観形成地区」など多くの景観資源及び眺望点が存在していることから、地域景観を可能な限り守ることができるルートとすることはもとより、身近な生活空間からの景観にも配慮して調査及び予測の地点を選定すること。また、調査時期は季節の変化を考慮し四季ごととすること。

ウ 道路の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、本事業に交差したり近接する触れ合いの活動の場で利用者への大きな影響が想定される場合は、その地点からの景観に関して、調査、予測及び評価すること。

エ 工事の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区内での工事により触れ合いの活動の場が改変される場合、及び、触れ合いの活動の場へ長期にわたる工事による影響が想定される場合は、これを項目に選定し環境影響評価を行うこと。

オ 本事業により人と自然との触れ合いの活動の場の減少や消失がある場合は、その影響を含めて調査、予測及び評価を行うこと。

(7) 廃棄物等

事業実施区域等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき指定された区域が存在することから、本事業による影響を詳細に把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。